

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

■DV(ドメスティックバイオレンス)等避難中※の方も、DV等避難者(同伴者も含む)の収入が住民税非課税世帯相当である場合には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」をご自身が受給できる可能性があります。  
 ■居住地に住民票を移していない場合は「申出」が必要です。  
 ※「DV等避難中」とはDV(ドメスティック・バイオレンス)等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

## 支給対象世帯

申請期限:令和5年1月31日 消印有効

### 1 住民税非課税世帯

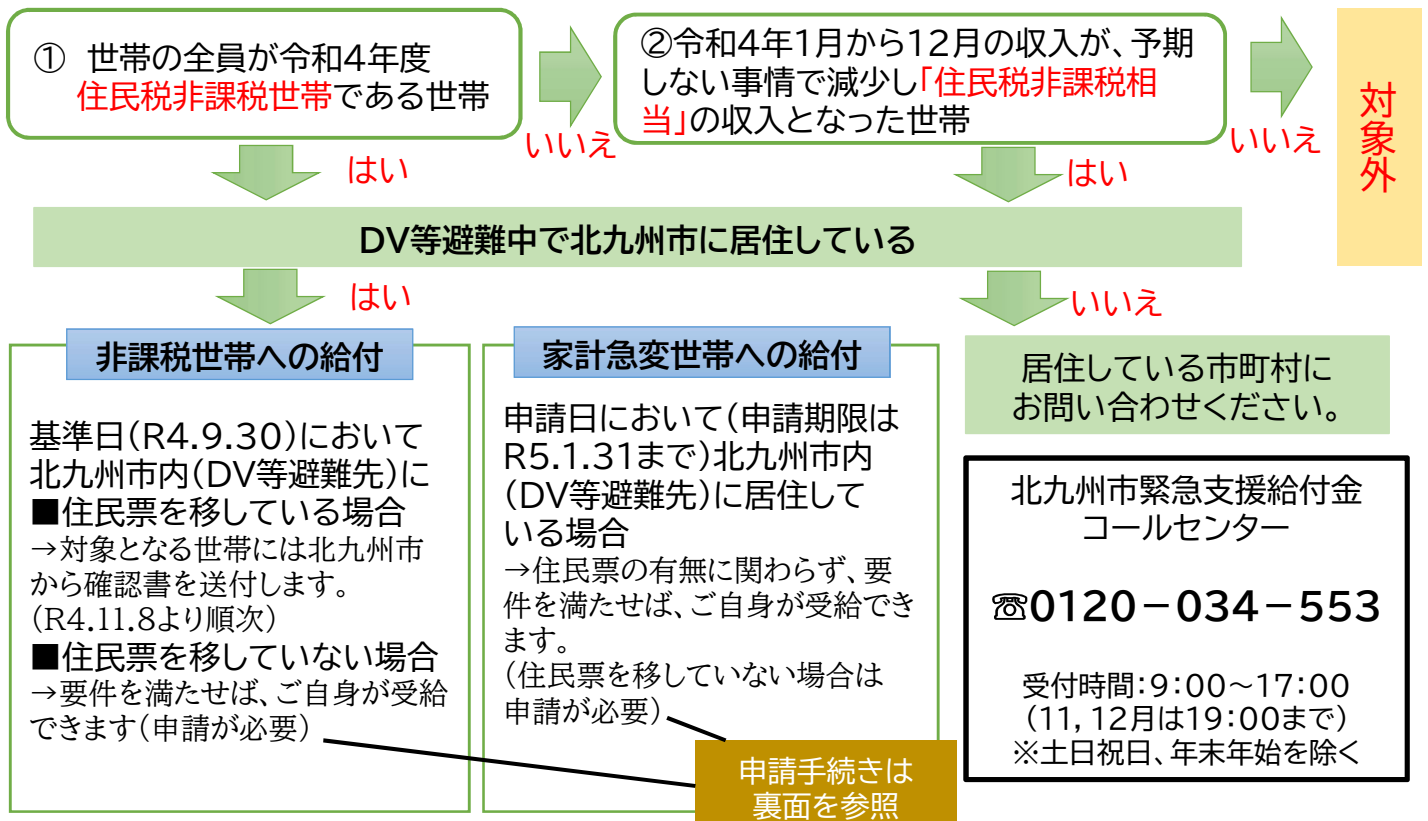
基準日(令和4年9月30日)時点で北九州市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税(令和3年1~12月の収入を基に算定)が非課税である世帯。

### 2 家計急変世帯

予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

※ 上記、1・2ともに、世帯の全員が税法上の**住民税課税者に扶養**されている場合は、支給**対象外**となります。また、1・2を**重複して受給することはできません**。

### 支給対象となる可能性のある世帯



## 手続き・支給要件・必要書類等

以下の Q&A を参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

ご不明な点は、北九州市緊急支援給付金コールセンター(☎0120-034-553)にお問合せください。

### Q1 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できますか。

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済みの場合であっても、ご自身が要件(DV等避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、現在お住まいの市町村から給付金を受給できます。

### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例(児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が出されている場合等
- 住民基本台帳における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書(※)

※基準日(令和4年9月30日)の翌日以降に本市に住民票を異動し、当該措置を受けている方は「決定通知書」の提出は不要です。

### Q2 配偶者からDV等を受けて避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

### Q3 現在、DV等により避難しており、北九州市に住んでいますが、居住地に住民票を 移していません。受給するためにはどのような手続きが必要ですか？

A 手続きの流れは下記のとおりです。

(申請書はR5.1.31消印有効)となりますので、余裕を持って、①～④の手続きをお願いします)

- ① 「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」を北九州市ホームページもしくは、各区役所の子ども・家庭相談コーナーで入手してください。
- ② DV等避難中であることを明らかにできる書類(裁判所の保護命令決定書の謄本等 Q1 参照)を用意してください。

※当該書類をお持ちでない場合は、各区役所の子ども・家庭相談コーナーにご相談ください

(相談内容によっては書類を発行できない場合もあります)。

- ③ ①の「申出書」に、②の書類を添付して、下記あて先にお送りください。

〒803-0813 北九州市役所内郵便局留(北九州市小倉北区内1番1号)  
北九州市緊急支援給付金担当

- ④ 事務局で、①と②の書類を確認し、該当する給付金の「申請書」をお送りしますので、必要事項を記載のうえ、「申請書」を返信用封筒で郵送してください。
- ⑤ 審査後、支給要件を満たす旨を確認した上で、給付金を支給します。

「申出書」は、  
北九州市のホーム  
ページからダウン  
ロードできます。



各区役所の子ども・家庭相談コーナー(区保健福祉課内) <開庁時間> 月～金 8時30分～17時(祝日を除く)

※相談に時間を要することがあるため、できる限り16時までにお越しください。また、来所前に事前にお電話ください。

・門司区(☎332-0115) ・小倉北区(☎563-0115) ・小倉南区(☎951-0115) ・若松区(☎771-0115)

・八幡東区(☎661-0115) ・八幡西区(☎642-0115) ・戸畑区(☎881-0115)